

## 随意契約理由書

件名	広報紙KOBЕ 令和3年3月号挟み込み 印刷・配送業務
契約の相手方	株式会社読売大阪プリントメディア
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>本業務は、マイナポイント事業の周知を目的とした、「広報紙KOBЕ 令和3年3月号挟み込み紙面」の印刷・配送業務である。</p> <p>広報紙KOBЕ の印刷・配送業務を行っている株式会社読売大阪プリントメディアの印刷システムは、他で印刷された印刷物を後から挟み込む作業に対応していない。</p> <p>84万部という発行部数や広報紙KOBЕ の印刷・配送スケジュールからすると、別途の挟み込み作業は広報紙KOBЕ の配布に影響が出るため不可能である。</p> <p>したがって、広報紙KOBЕ に「広報紙KOBЕ 令和3年3月号挟み込み紙面」を挟み込みするためには、広報紙KOBЕ と同時に印刷する必要があることから、本業務を履行できるのは上記会社以外にはないため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	企画調整局情報化戦略部 マイナンバー利活用担当 (電話番号 322-6247 ) 内線2864